

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 29 年 11 月 6 日付けで行った、法 11 条 1 号の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止処分について、取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張し、これらのことから本件処分の取消しを求めている。

処分庁は、特別児童扶養手当の申請に必要な書類として、所定の診断書を求めているにもかかわらず、診断書を作成してくれる医療機関を紹介していない。請求人が診断書を作成してくれる医療機関を見つけるのは不可能であるから、上記のことは受給認定の仕組みの不備である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 45

条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年6月11日	諮問
平成30年7月17日	審議（第23回第4部会）
平成30年8月17日	審議（第24回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 手当の支給要件

国は、障害児の父又は母がその障害児を監護する場合は、その父又は母に対し、手当を支給する（法3条1項）。

ここにいう「障害児」とは、20歳未満であって、障害等級1級又は2級に該当する程度の障害の状態にある者をいう（法2条1項及び5項。障害の状態については、法施行令1条3項及び別表第3（別紙参照）に規定されている。）。

(2) 受給資格、支給額並びに障害程度の認定及び再認定

手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定市の長）の認定を受けなければならない（法5条1項）。なお、上記(1)のとおり、法施行令別表第3において各級の障害の状態を定められているが、さらに、障害の各種別における障害程度の認定事務を実際に行うに当たってよるべ

き基準として、認定要領等が定められている。

障害の認定は、原則として診断書によって行うが（法施行規則1条2号、認定要領2・(4)、「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」（昭和42年12月19日児発第756号厚生省児童家庭局長通知）3・(2)・(ウ)参照）、認定要領4・(2)及び同(3)によれば、障害児が療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けている場合において、当該手帳に記載されている障害名および等級表による級別によって障害の程度が令別表第3の各号のいずれかに該当することが明らかと判定できる場合は、診断書を添付させることに代えて、特別児童扶養手当認定請求書に手帳に記載されている障害名及び等級表による級別並びに手帳番号を記入せしめ、これによって認定しても差し支えないものとされ、障害の程度が「A」と記載されているときは、法施行令別表第3の障害等級1級に該当するものとして認定して差し支えないとされている。

(3) 書類提出命令に応じない場合の手当支給停止

ア 都道府県知事又は指定市の長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる（法36条1項）。

当該命令又は質問に対し、受給資格者が、正当な理由なく応じない場合、手当の全部又は一部を支給しないことができる（法11条1号）。

なお、ここにいう「正当な理由」とは、自然災害、火災のほか、急病、出産、死亡、交通事故等で物理的にみて不可能な場合をいう（「特別児童扶養手当支給事務の手引」平成2

8年度版>」27ページ)。

イ 再認定に係る診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1か月前に法36条1項の規定に基づき文書をもってその提出を命ずることとされ、また、命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこととされている(「特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて」(平成23年1月11日付障発0111第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「取扱通知」という。))。

また、当該支給停止処分を行い、後日、診断書が提出され、受給資格を満たしている場合は、その属する月の翌月からの支給となるとされている(「特別児童扶養手当に関する疑義について」(平成23年10月20日付障企発1020第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「疑義通知」という。))第四・問1-答)。

2 本件処分の検討

(1) 手当支給の停止について

ア 請求人は、処分庁から、平成27年10月5日付けで、認定期限を平成29年7月とする手当受給資格の有期認定更新を受けたことが認められ、その認定期限の到来前である平成29年5月8日に、処分庁は、請求人に対し、同日付けの提出命令通知(提出期限:平成29年7月31日)を、〇〇市長を経由して交付したことが認められる。

そして、請求人は、診断書の代わりとなる本件証明書を平成29年9月19日付けで〇〇市に提出し、処分庁は、同月22日付けでそれら書類を収受したことが認められる。

イ 以上の事実から、請求人は、処分庁からの提出命令に対し、

その期限経過後に本件証明書を提出しているところ、期限までに提出できなかったことにつき物理的に不可能であったなどの正当な理由があったと判断するに足りる事実は認められない。

ウ したがって、処分庁は、法 11 条 1 号に基づき、請求人の手当受給資格の認定期限経過後（平成 29 年 8 月以降）において、請求人への手当支給を停止することができるものである。

(2) 手当支給の再開について

ア 本児の生年月日は平成 15 年 9 月 9 日であるから、直近の認定日である平成 29 年 9 月 14 日時点で 14 歳であり、法 2 条 1 項に定める年齢に該当することが認められる。また、本児に係る障害の程度は、療育手帳の A 1 に該当することが認められるので、本児は、法施行令別表第 3 の障害等級 1 級に該当する障害の状態にあると認定することができる。

また、請求人は本児の父であり、本児につき監護・養育していることが認められる。

イ 以上の事実から、請求人は、平成 29 年 9 月時点において、法 3 条 1 項に規定する手当の支給要件を満たす者であるといえる。

ウ そして、平成 29 年 9 月 19 日に、請求人は、処分庁に対し、診断書の代わりとなる本件証明書を提出していることが認められるのであるから、上記(1)により停止される手当の支給は、同日の属する月の翌月である平成 29 年 10 月から再開されることとなる（疑義通知第四・問 1－答）。

(3) 結論

上記(1)及び(2)より、平成 29 年 8 月及び 9 月の間、請求人への手当支給を停止することを内容とした本件処分は、上記 1 の法令等に従った適正なものであることが明らかであり、違法又

は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、受給資格者に診断書の提出を命じる受給認定制度の仕組みに不備がある旨主張している。

再認定の際に診断書の提出を命じ、それに応じなければ手当支給を停止する旨の取扱いは、取扱通知により定められているところ（1・(3)・イ）、取扱通知は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づき、法定受託事務に係る処理基準であり、上記再認定に際しての診断書の提出に係る取扱いは、処分庁が定期的に対象児童の障害程度に変更がないことを確認することを目的としており、法の解釈及び運用指針として合理性を有するものであると考えられる。

したがって、本件処分は、法の趣旨に適合した合理的な処理基準に従って行われたものであるから、請求人の主張は採用できない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）